

別表第1（第2条関係）

		健康情報等の種類	根拠規定
健康診断等	1	作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	労働安全衛生法 第65条の2第1項
	1-1	上記の健康診断の受診・未受診の情報	
	2	市が実施した健康診断の結果及び職員から提出された健康診断の結果	労働安全衛生法 第66条第1項から第5項 及び第66条の2
	2-1	上記の健康診断を実施する際に、追加して行う健康診断による健康診断の結果	
	2-2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	
	3	医師又は歯科医師から聴取した意見及び市が講じた健康診断実施後の措置の内容	労働安全衛生法 第66条の4、 第66条の5第1項
	4	市が実施した保健指導の内容	労働安全衛生法 第66条の7
	4-1	上記の保健指導の実施の有無	
長時間労働者に対する医師面接	5	市が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の結果	労働安全衛生法 第66条の8第1項 (第66条の8の2第1項、 第66条の8の4第1項)、 第2項
	5-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	
	6	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置の内容	労働安全衛生法 第66条の8第4項 (第66条の8の2第2項、 第66条の8の4第2項)、 第5項
	7	市が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	労働安全衛生法 第66条の9
ストレスチェック	8	市が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果	労働安全衛生法 第66条の10第1項
	9	市が実施した面接指導の結果	労働安全衛生法 第66条の10第3項
	9-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	
	10	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置の内容	労働安全衛生法 第66条の10第5項、 第6項
その他	11	健康保持増進措置を通じて市が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	労働安全衛生法 第69条第1項
	12	職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	労働者災害補償保険法 第27条
	13	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	
	14	通院状況等疾病管理のための情報	
	15	健康相談の実施の有無	
	16	健康相談の結果	
	17	職場復帰のための面談の結果	
	18	(上記のほか) 産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	
	19	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	